

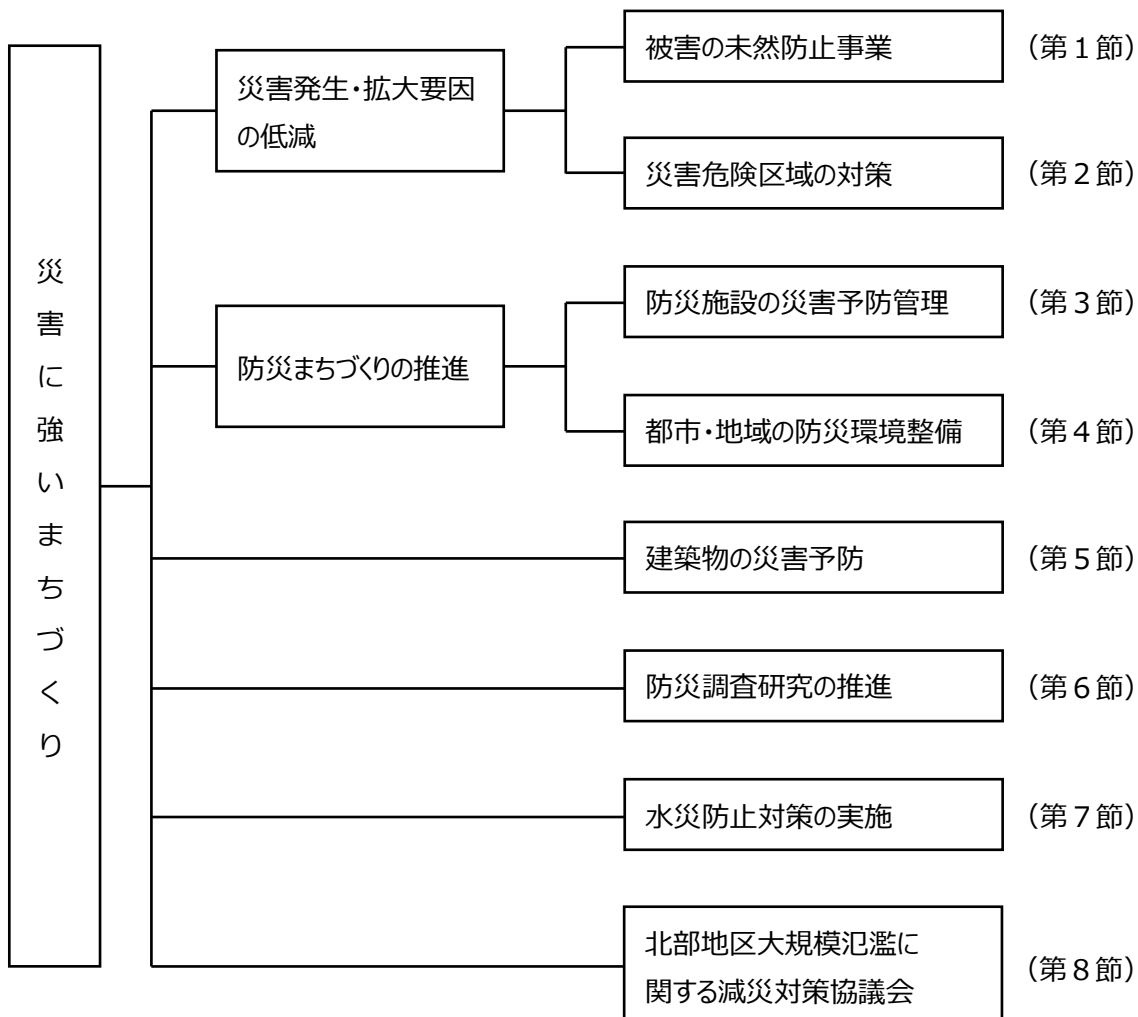
第2章 災害に強いまちづくり

項目	担当班	ページ
第1節 被害の未然防止事業	経済対策班、建設対策班	11
第2節 災害危険区域の対策	本部対策班、経済対策班、建設対策班	15
第3節 防災施設の災害予防管理	経済対策班、建設対策班	17
第4節 都市・地域の防災環境整備	本部対策班、建設対策班	19
第5節 建築物の災害予防	市民生活対策班、福祉保健対策班、経済対策班、建設対策班、教育対策班、消防対策班、両支所対策班	21
第6節 防災調査研究の推進	全班	23
第7節 水災防止対策の実施	全班	24
第8節 北部地区大規模氾濫に関する減災対策協議会	本部対策班、建設対策班	26

【災害に強いまちづくりの基本的な考え方】

「災害に強いまちづくり」とは、災害を防止し、又は災害が発生した場合における被害の拡大を防ぐため、河川、海岸、道路、その他の公共施設の維持管理を適正に行うとともに、治山事業、治水事業、海岸事業、砂防事業、地すべり対策事業、急傾斜地崩壊対策事業その他の郷土保全事業、都市の防災対策事業及び道路の災害対策事業を計画的かつ総合的に推進することを主な内容とし、建築物の災害予防、農林水産物の災害予防及び防災研究の推進とあわせ、全体として、災害に強いまちづくりを目指す対策として位置付けられる。

災害に強いまちづくりを、以下に体系図として示す。



第1節 被害の未然防止事業

(経済対策班、建設対策班)

各種の災害から郷土を保全し市民の生命、身体、財産を保護するための防災施設の新設及び改良事業は、この節に定めるところによって実施する。

1 土砂災害防止事業

(1) 土砂災害防止事業の基本方針

本市は、地形・地質条件等から、がけ崩れ、地すべり、土石流等山地に起因する災害を受けやすい特質があり、大雨、長雨による斜面崩壊、流出土砂による貯水池の埋没、氾濫等の災害が懸念される。

このため、崩壊土砂流出危険地区、山腹崩壊危険地区、土砂災害警戒区域等ともその総数は全県的に比べて多く、従来県計画により土砂災害警戒区域等を中心に施設整備を実施しているが、引き続き県事業計画への働きかけと、事業実施段階における地元協議に積極的に協力し、事業推進を図るものとする。

(2) 土砂災害防止事業の実施

- ア. 重要交通網などの重要インフラ、避難所、要配慮者利用施設、防災拠点に対する土砂災害対策や流木対策を重点的に実施する。
- イ. 土砂災害警戒区域等については、危険性の程度に応じて砂防事業、地すべり対策事業、急傾斜地崩壊対策事業を計画的に実施することにより、災害に備える。
- ウ. 治山事業にかかる崩壊土砂流出危険地区、山腹崩壊危険地区等については、従来からの事業を継続し、危険性の高いところから事業を計画的に実施する。
- エ. 土砂災害防止法に基づく警戒避難体制の整備を行う。

2 河川改修事業

(1) 河川事業の基本方針

市内の準用河川は、一定規模の風水害に耐えうるよう整備されているが、強い台風や豪雨により氾濫し浸水被害をもたらすおそれが懸念されるため、河川改修事業を推進する。

また、気候変動による水害リスクの増大に備えるため、各種防災保全事業との連携に加え、流域に関わるあらゆる関係者（市、国、県、企業、住民等）が協働し流域全体で行う「流域治水」を推進するものとする。

(2) 河川改修事業の実施

- ア. 市内の小規模河川の改修及び局部改良は危険性の程度に応じて事業を計画的に推進する。
- イ. 河川水等を緊急時の消火、生活用水として確保するため、階段護岸、取水用ピット等の整備を促進するものとする。

3 漁港整備事業

(1) 漁港整備事業の基本方針

漁港は、水産業の基地であるとともに漁村生活の拠点でもある。

したがって、漁港の整備は漁船の係船のみならず各種施設用地の造成も含めて、長期的観点から実施するものとする。

(2) 漁港整備事業の実施

漁港の整備事業は、災害発生時の救援物資・資機材や人員等の海上輸送拠点となることから、市の管理漁港において改修事業の推進を図るものとする。

4 道路整備事業

(1) 道路整備事業の基本方針

道路は、市民の生活と産業の基礎施設として、国土の均衡ある発展を図るうえでも最も重要な社会資本であるとともに、災害時においては人員、物資の緊急輸送その他災害応急対策上の重要な役割を有するものである。

従って、将来の経済圏の広域化、生活圏の拡大化や周防灘地区等を中心とする工業開発の推進、大規模な食糧供給基地としての農業開発、特性を生かした観光レクリエーション開発に対して、国及び県の方針に基づき、この骨格となる幹線道路網の積極的な整備を推進するほか、災害時において、安全性・信頼性の高い道路、ネットワークを確保するため、防災活動上重要な市道のうち、がけ崩れ、路肩崩壊が発生しやすい箇所から逐次改修を図るものとする。

(2) 道路整備事業の実施

ア. 市道整備事業

市道の整備については、地域住民の生産活動及び日常生活の便益を増大させ、かつ防災活動上主要な幹線道路から逐次整備を推進する。

イ. その他の道路整備事業

農道、林道等の産業開発道路についても、積極的に防災的な整備改良を実施する。

5 農地防災事業の促進

これまで、本市では洪水、土砂崩壊、湛水等に対して農地、農業用施設等を防護するため、防災ダム、ため池、用排水施設等を整備して、県事業を中心として災害の発生防止を図ってきているところである。このため、防災対策に関する長期計画を策定し、計画的な実施を図るものとする。

また、今後も以下の農地防災事業を県に働きかけ、事業実施段階においては地元協議に積極的に協力し、促進を図るものとする。

(1) ため池整備事業

災害発生のおそれのあるため池の整備

(2) 用排水施設等整備事業

災害発生のおそれのある用排水施設等の整備

(3) 農地保全整備事業

農用地の保全と災害の未然防止を図るために行う排水施設や防風施設等の整備

(4) 地域防災機能増進事業

地域の防災機能を増進させるために行う土地改良施設の整備

(5) 農業用河川工作物等応急対策工事

災害発生のおそれのある農業用河川工作物等の整備

(6) 地すべり対策事業

地すべりの防止を図るために行う地すべり防止施設の整備等

(7) 防災重点農業用ため池緊急整備事業

防災重点農業用ため池の防災工事及び廃止工事の実施、ハザードマップや遠隔監視システム等を活用した関係住民の安全確保

6 総合的な土砂災害対策

(1) 土砂災害対策事業の推進

土砂災害のおそれのある箇所については、土砂災害警戒区域等の周知に努め、警戒避難体制の整備、一定の開発行為等に対する抑制施策を推進する。

ア. 砂防事業等の実施

土砂災害に対処するため砂防工事、急傾斜地崩壊対策工事、地すべり対策工事の推進。

イ. 土砂災害警戒区域等の周知等

- ① 県は急傾斜地の崩壊等のおそれがある土地に関する地形、地質、土地の利用状況等の基礎調査を実施し、市長の意見を聴いたうえで土砂災害警戒区域等の指定を行う。
- ② 市は、土砂災害防止法第7条に基づき、土砂災害警戒区域等について土砂災害に関する情報の収集、伝達、避難などの警戒避難体制に関する事項を宇佐市地域防災計画に記載するとともに、これを住民に周知する。

ウ. 土砂災害警戒情報等の活用

- ① 大分地方気象台と県は、大雨警報発表中において、大雨による土砂災害発生危険度が高まった場合に協議を行い、市長が避難指示等の災害応急対策を適時適切に行えるよう、また、住民が自主避難の判断等に活用できるよう、土砂災害警戒情報を共同発表する。県は市町村単位で発表されるこの情報を補足するため、一定の区域ごとに危険度レベルを示す土砂災害危険度情報を市に提供する。
- ② 市は、これらの土砂災害に関する情報を住民へ周知するとともに警戒避難体制の整備に活用する。
- ③ 市及び県は、関係機関と密接な連絡、調整を図ったうえで、巡視点検中等に災害の前兆現象を発見した場合には、防災関係機関に速やかに連絡するなど、迅速な体制の確立に努める。

エ. 住宅の移転の促進

市は、関係機関と密接な連絡、調整を図ったうえで、各種制度の活用により、人命、財産等を土砂災害から保護するため必要となる住宅の移転の促進を図る。

オ. 情報の収集、伝達、防災意識の普及

市は日頃から土砂災害に関する情報の収集、伝達、日常の防災活動、降雨時の対応等について、地域住民に周知する

(2) 関係機関相互の連絡、調整の実施

上記の諸施策を総合的かつ効果的に実施するため、市及び県は、関係機関と協議を行うなど、十分な連絡、調整を図る。

第2節 災害危険区域の対策

(本部対策班、経済対策班、建設対策班)

各種法令等に基づく災害危険区域の対策は、この節に定めるところによって実施する。

1 災害危険区域の調査

市、県及び防災関係機関は、災害発生を未然に防止し、又は被害の拡大を防止するため、暴風雨、豪雨、洪水、高潮、地すべり、噴火災害その他異常現象により災害の発生するおそれのある地域について、あらかじめ調査を実施し、その実態を把握しておくものとする。

市及び県が把握すべき災害危険区域の内容は、以下のとおりである。

(1) 水防上重点をおくべき区域

第2部 第3章 第3節「水防」に定める重要水防区域、水防区域及び風倒木流失による水防区域である。

(2) 洪水浸水想定区域

水防法14条に基づく指定区域であり、宇佐市地域防災計画資料編のとおりである。

(3) 土砂災害警戒区域等

土砂災害警戒区域等における土砂災害対策の推進に関する法律に基づく指定区域であり、宇佐市地域防災計画資料編のとおりである。また、市が急傾斜地崩壊対策事業により事業を行う市町村営急傾斜地対策地は、宇佐市地域防災計画資料編のとおりである。

(4) ため池浸水想定区域

大雨や大規模地震などにより、ため池の堤体が決壊した場合に、その被害範囲を予測したものであり、宇佐市地域防災計画資料編のとおりである。

(5) 砂防指定地

砂防法第2条の規定により国土交通大臣の指定した土地であり、宇佐市地域防災計画資料編のとおりである。

(6) 急傾斜地崩壊危険区域

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律に基づく指定区域であり、宇佐市地域防災計画資料編のとおりである。

(7) 災害危険区域

建築基準法第39条第1項に規定する災害危険区域であり、急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律(昭和44年法律第57号)第3条第1項の規定に基づき指定された急傾斜地崩壊危険区域とする。

(8) 地すべり等危険区域

地すべり防止法に基づく指定区域であり、宇佐市地域防災計画資料編のとおりである。

(9) 保安林及び保安施設区域

森林法第25条及び第41条に基づく指定区域であり、宇佐市地域防災計画資料編のとおりである。

(10) 海岸保全区域

海岸法に基づき、海岸保全区域として指定した区域であり、宇佐市地域防災計画資料編のとおりである。

(11) 高潮浸水想定区域

水防法第14条の3の規定に基づく指定区域であり、宇佐市地域防災計画資料編のとおりである。

(12) 災害危険性が高い盛土

市及び県は、盛土による災害防止に向けた総点検等で危険が確認された盛土について、速やかに宅地造成及び特定盛土等規制法（昭和36年法律第191号）などの各法令に基づく是正指導を行うものとする。また、当該盛土について、対策が完了するまでの間に、市において地域防災計画や避難情報の発令基準等の見直しが必要になった場合には、県から適切な助言や支援を受けるものとする。

(13) その他災害危険予想箇所

土砂災害警戒区域等、山地災害危険地区、落石等危険箇所、災害危険河川区域等のその他災害危険予想箇所は、宇佐市地域防災計画資料編のとおりである。

このほか、火山噴火災害に係る災害危険予想箇所についての調査を実施するものとする。

2 災害危険区域の対策

(1) 災害危険区域の指定及び周知公表

市は、毎年次の防災機関の協力を得て、市内における災害危険箇所の調査を実施し、災害防止対策を樹立するものとする。

ア. 実施時期 6月上旬頃

イ. 協力機関 大分県北部振興局、陸上自衛隊別府駐屯地、大分県警察宇佐警察署、大分県宇佐土木事務所、宇佐土地改良区、安心院土地改良区、院内土地改良区、駅館川土地改良区連合のほか、必要に応じ協力を求める。

ウ. 調査 市が関係防災機関の協力を得て予想される市内の災害危険箇所を災害危険予想地域調査要領に基づき調査するものとする。

エ. 記録 ①調査の内容は、箇所ごとに災害危険予想地域調査表に記録するとともに、調査終了後参加者で被害防止対策について検討し、その結果を併せて記録するものとする。②調査結果は、関係機関へ配布するものとする。

第3節 防災施設の災害予防管理

(経済対策班、建設対策班)

各種防災施設の災害の種別に応じた維持補修及び管理について必要な事項は、この節に定めるところによって実施する。

1 水害予防管理対策

(1) 河川施設の維持管理

堤防護岸は、出水期に備えて巡視点検を厳にし、決壊口、災害復旧未着手箇所、その他の危険箇所は、早期に本工事に着手するか維持修繕を行い、また、万一に備え各水防倉庫に土のう袋、縄等の備蓄資材を補給しておく。

また、水門、樋門は特に開扉、捲上機等を巡視点検し、門扉の不良箇所は補修を行い諸機器の運転を容易にし、出水に備える。なお、必要な土のう等も準備しておくものとする。

その他の施設についても氾濫、決壊の原因とならないよう常に維持補修を実施する。

(2) 道路及び道路保護施設の維持管理

道路及び道路附属物は、それぞれの管理者において、常時良好な状態に保つよう維持管理、補修し一般交通に支障を及ぼさないよう努めるものとする。

(3) 農業用施設の維持管理

農道、ため池、頭首工及び水路の維持管理は、その規模、受益形態等に応じて市、土地改良区等の受益団体に区分し、管理の徹底を図る。

ア. 農道の維持補修

路面の陥没、路肩、法面の崩壊等の危険の有無を確認し、敷砂利の搬入、土留工等の補修を早急に行い、橋梁については、その老朽度を検討し、出水に対する弱点部を補強する。

イ. ため池の維持補修

漏水しているため池はその補修を行い、洪水吐は流木にて洪水量排除が阻止されないよう清掃・修理を行う。また、ため池の管理・監視体制の強化を図るとともに、大雨が予想される場合は、かんがい用水の確保に留意しつつ、事前放流により予め水位を低下させ、空き容量に雨水の一時的貯留をするように努める。

ウ. 頭首工、水路の維持補修

頭首工は土砂吐、余水吐を常に点検し、機能を発揮できるよう清掃整備する。

水路も同じく水路内の清掃を十分行い溢水に注意し、水路両側の法面崩壊の危険箇所には土留工等による補修を行う。

(4) 農地保全施設の維持管理

農地保全に関わる水門等の施設又は農業水利施設の維持管理は、その規模、受益形態等に応じて市、土地改良区等の受益団体に区分し、一貫した管理体制がとれるように措置するとともに

に、各管理主体が維持管理計画を定めるにあたって考慮すべき防災上の事項について指導し、管理の徹底を図る。

(5) 砂防施設等の管理

砂防指定地、地すべり防止区域、急傾斜地崩壊危険区域は、砂防法等の各根拠法令に基づき、指定地内、区域内における行為の禁止、制限等を行う。

2 高潮災害予防管理対策

(1) 漁港施設の維持管理

海岸堤防等の破損箇所は発見次第直ちに補修し、樋門の門扉の管理補修を定期的に行うとともに、災害に備え土のう等を準備する。なお、高潮、強風による波浪の危険があれば土のうで補強し、堤防の決壊、越波による裏盛土の流失防止に努める。

3 雪害予防管理対策

(1) 道路及び道路保護施設の維持管理

降雪時における道路及び道路保護施設の維持管理は、それぞれの管理者において、おおむね次の事項を基準に必要な措置を行うものとする。また、大雪で大規模な車両滞留や長時間の通行止めを引き起こす恐れのある場合は、人命を最優先に幹線道路上で大規模な車両滞留を回避することを基本的な考え方として、予防的な通行止め等に努めるものとする。

- ア．重要除雪区間の指定とその除雪方法
- イ．重要道路保護施設における除雪方法
- ウ．除雪作業員及び除雪資機材の確保

(2) 電気、鉄道及び通信施設

降雪時における電気、鉄道及び通信施設は、それぞれの管理者において必要な補修要員及び資機材を確保して、その障害の除去に努めるものとする。

第4節 都市・地域の防災環境整備

(本部対策班、建設対策班)

安全な都市環境の実現と、市街地における建造物等を災害から防護するための必要な対策又は事業は、この節に定めるところによって実施する。さらに、災害リスクを十分考慮の上、居住誘導区域を設定するとともに、ハード・ソフト両面からの防災対策・安全確保対策を定める防災指針等を位置づけた立地適正化計画に基づく都市のコンパクト化及び防災まちづくりを推進する。

1 宅地造成地の災害予防対策

宅地の造成に伴う、崖崩れ、土砂の流出等崩落の発生を防止するため必要な防災対策事業の実施について、市及び県は、一般的に開発行為許可申請時を中心に行政指導を実施するとともに、[宅地造成及び特定盛土等規制法](#)(昭和36年法律第191号)の適用を検討し、指定区域内における災害予防を促進する。また、必要に応じ勧告、改善命令等を行うこととし、それに係る宅地防災工事に必要な資金について、住宅金融公庫の宅地防災資金融資を斡旋する。

2 既成市街地の防災対策

既成市街地における総合的な防災診断等の実施を通じ、必要な都市構造の改善を図るため、都市計画事業を通じて、次の事項を推進する。

(1) 避難路の確保・整備

都市内道路については、多重性・代替性の確保が可能となるよう体系的に整備し、豪雨時において、安全性・信頼性の高い道路ネットワークを確保する。また、市は、平常時より、災害による被害が予測される空き家等の状況の確認に努めるものとする。

(2) 防災拠点の確保・整備

都市公園については、防災拠点としての機能をより一層効果的に発揮するよう、体系的に設置し、防災拠点としての整備を図る。また、医療、福祉、行政、避難、備蓄等の機能を有する公共・公益施設との相互の連携により地域の防災活動拠点として機能する、道路、公園、広場等の都市基盤施設を土地区画整理事業により確保・整備する。

県は、大規模災害時における広域防災拠点として、大分スポーツ公園を位置づけ、①災害対策本部の対応方針を受けて、必要な情報収集・関係機関との調整などを行う現地調整所機能、②自衛隊や海上保安庁、消防、警察など全国から派遣される応援部隊の進出・活動・宿営拠点機能、③救急救助のためのヘリポート・SCU(航空搬送拠点臨時医療施設)機能、④全国から集積する救援物資の市町村輸送拠点への仕分・輸送拠点機能を配置し、「大分県広域防災拠点基本計画(平成27年6月策定)」に基づき、各機能に必要な設備等を計画的に整備する。また、救助・救急、消火等を円滑かつ効果的に実施するため、関係機関と防災訓練等を通じて連携体制を構築し、実効方法の検討を行う。

(3) 防災空間の整備・拡大

土砂災害の危険性が高い山麓部などの斜面地等については、砂防事業、地すべり対策事業、急傾斜地崩壊対策事業等との連携、緑地協定等による市街地における緑地の確保を図りつつ、特別緑地保全地区の指定等により、土砂災害防止等の機能を有する緑地の体系的な整備・保全を図る。

3 所有者不明土地法に基づく措置の活用

市及び県は、所有者不明土地を活用した防災空地、備蓄倉庫等の整備、災害発生のおそれのある所有者不明土地の管理不全状態の解消等、所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法に基づく措置を活用した防災対策を推進するものとする。

第5節 建築物の災害予防

(市民生活対策班、福祉保健対策班、経済対策班、建設対策班、
教育対策班、消防対策班、両支所対策班)

一般建築物の他、学校、病院、工場等の特殊建築物及び文化財等における災害予防対策は、この節に定めるところによって実施する。

1 一般建築物の不燃性・堅牢性の促進対策

建築物の不燃化及び堅牢化を図るため、建築の確認措置や次の融資制度の活用を通じて、これを積極的に指導するとともに、特に公用建築物については、その不燃化及び堅牢化をさらに促進するものとする。

- (1) 独立行政法人住宅金融支援機構法(平成17年法律第82号)に基づく融資
- (2) 独立行政法人都市再生機構法(平成15年法律第100号)に基づく融資
- (3) 産業労働者住宅資金融通法(昭和28年法律第63号)に基づく融資

2 特殊建築物の防災環境の整備促進

学校、病院、工場等の特殊建築物については、次の指導等の措置を通じ、それぞれの所掌機関が相互に緊密な連携と協力のうえ、その防災環境の整備を推進するものとする。

(1) 建築物の確認措置等による指導

建築物の維持保全と防災環境の整備指導については、建築の確認措置、建築基準法(昭和25年法律第201号)第8条及び第12条の運用とさらに消防査察の実施を通じ、次の事項を積極的に指導するものとする。

なお、公用建築物については、建築基準法(昭和25年法律第201号)第12条の効果的な運用により、その整備を図るものとする。

- ア. 敷地等の衛生及び安全性の保持
- イ. 構造の安全性の確認
- ウ. 建築設備、附帯設備の完備

(2) 建築物の消防用設備の設置

建築物の消防用設備の設置については、建築に関する消防の同意措置を通じ、次の事項について積極的に指導を行うものとする。

- ア. 消防の用に供する設備の設置
- イ. 消防用水の確保と安全
- ウ. 消火活動上必要な設備の設置
- エ. その他災害予防上必要な設備の設置

(3) 消防査察による指導

- ア. 火災発生危険の排除
- イ. 火災拡大危険の排除
- ウ. 自衛消防組織の確立
- エ. 消火設備の適正配置とその保全

(4) 防火管理面の確立指導

建築物における防火管理体制の確立指導については、当該建築物における管理規程や、消防計画の作成指導を通じて内部管理面からの災害予防を促進する。この場合の重点項目は、おおむね次のとおりとする。

- ア. 防火管理者、防火責任者、火元責任者の設置
- イ. 出火連絡、初期消火等自衛消防組織の整備
- ウ. 利用者の避難誘導體制の確立
- エ. 定員の管理の厳守
- オ. 利用者に対する建築物の内容、火気の取扱、危険物の所在、避難口、消火設備等の配置位置の掲示又は周知
- カ. 電気設備、消火設備、警報設備、避難設備の自主的な点検整備
- キ. 従業者等に対する防災教育及び訓練
- ク. 消防機関との連絡

3 文化財の災害予防対策

(1) 文化財防災施設の設置促進

有形文化財、有形民俗文化財、史跡内建造物に対し、次の事項の促進を指導する。

- ア. 建造物
 - ① ドレンチャージャー及び放水銃式防災施設工事の施工
 - ② 火災報知機の完備
 - ③ 消火器の完備
 - ④ 防火用水そうの整備
 - ⑤ 避雷針の完備
 - ⑥ 電气的安全度の検査の実施
- イ. 彫刻、工芸品及び石造美術
 - ① 収蔵庫の建設
 - ② 岩盤補強、履屋建設

(2) 文化財防災施設の維持管理

- ア. 防火用水そう・モーター・消火設備の放水銃等の定期的な検査、また、火災報知機、消火器の恒常的な点検の実施
- イ. 消火訓練及び文化財の搬出訓練の積極的な実施

第6節 防災調査研究の推進

(全班)

市、県及び関係機関が実施すべき防災上の課題に対応した防災調査研究の推進に関する事業は、この節に定めるところによって実施する。

1 防災調査研究の目的・内容

市の風水害及び火山噴火災害等の災害危険区域の実態をより総合的・科学的に把握するため、国等が行う調査研究の成果や既往の被災事例等を参考に、河川出水・氾濫、急傾斜地崩壊・地すべり・土石流、火山噴火等の発生が予想される危険箇所や、これらの災害に伴う施設被害、人的被害等について資料収集、被災原因の分析等を行い、宇佐市地域防災計画の見直しに反映させる。

また、災害時の防災関係機関職員の早期招集・活動要領、自主防災組織や各種のボランティア等の育成要領、市民生活への支援方策等に関する研究を推進する。

2 防災調査研究の実施体制

防災に関する調査研究を企画・検討し、その進捗状況や効果等を総合的に評価・検討できるような体制づくりに努める。

防災関係機関等は、防災研究の基礎となる過去の災害記録、防災施設に関する資料、その他各種災害に関する資料を収集・分析し、適切な項目に分類整理し、必要により活用できるよう努めることとする。

第7節 水災防止対策の実施

(全班)

市、国土交通省及び県は、それぞれの役割分担に応じ、水防法の定めるところにより、洪水予報河川、水位周知河川、水防警報河川、水位周知海岸の指定や浸水想定区域の指定、洪水ハザードマップ、高潮ハザードマップの作成等の事前情報の提供及び災害時の情報の共有化を行うとともに、住民への分かりやすい水害リスクの提供を行うことにより、住民自ら、地域の水害リスクを正しく知り、正しく判断し、正しく行動することで、被害を軽減する取組を行う契機となるように努める。

1 洪水予報河川の指定

国土交通省又は県は、流域が大きい河川で洪水により相当な損害を生じるおそれがある河川を「洪水予報河川」に指定し、洪水のおそれがあるときは、大分地方气象台と共同で洪水予報を発表して水防管理者である本市に通知するとともに、必要に応じて報道機関の協力を求めて、一般に周知する。

2 洪水に関する水位周知河川の指定

県は、洪水により相当な損害を生じるおそれがあるものとして指定した水位周知河川について、洪水特別警戒水位を定め、その水位に達したときは、その旨を水位又は流量を示して、直ちに水防管理者である本市に通知するとともに、必要に応じ報道機関の協力を求めて、一般に周知する。

また、その他の河川についても、雨量の情報を活用する等、河川の状況に応じた簡易な方法も用いて、市へ河川水位等の情報を提供するよう努めるものとする。

3 水防警報河川の指定

国土交通省又は県は、洪水により相当な損害を生じるおそれがある河川を「水防警報河川」に指定し、水防上必要があるときは、水防警報を発表し、本市及び関係水防管理者その他水防に関係のある機関に通知する。

4 水位周知海岸の指定

県は大分県の区域内に存する海岸で高潮により相当な損害を生ずるおそれがある海岸を「水位周知海岸」に指定する。

5 洪水浸水想定区域の指定

国土交通省又は県は、洪水予報河川又は特別警戒水位に到達した旨の情報を提供する河川として指定した河川について、想定しうる最大規模の降雨により河川が氾濫した場合に浸水が想定さ

れる区域を「洪水浸水想定区域」として指定し、指定の区域及び浸水した場合に想定される水深、浸水継続時間等を公表するとともに、市長に通知する。

また、県は、その他の河川についても、過去の浸水実績を活用する等、河川の状況に応じた簡易な方法も用いて、市へ浸水想定を提供するよう努めるものとする。

6 高潮浸水想定区域の指定

県は、水位周知海岸について、想定し得る最大規模の高潮による氾濫が発生した場合に浸水が想定される区域を「高潮浸水想定区域」として指定し、指定の区域及び浸水した場合に想定される水深、浸水継続時間を公表するとともに、関係市町村の長に通知する。

7 浸水想定区域における避難確保のための措置

市は、浸水想定区域の指定があったときは、宇佐市地域防災計画において、少なくとも当該浸水想定区域ごとに、洪水予報等の伝達方法、避難経路に関する事項、洪水又は高潮に係る避難訓練に関する事項、その他、洪水時又は高潮時（以下「洪水時等」という。）の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な事項について定めるものとする。

また、浸水想定区域内に要配慮者利用施設で洪水時等に利用者の円滑かつ迅速な避難の確保が必要なもの又は大規模工場等（大規模な工場その他地域の社会経済活動に重大な影響が生じる施設として市が条例で定める用途及び規模に該当するもの）の所有者又は管理者から申し出があった施設で洪水時等に浸水の防止を図る必要があるものについて、これらの施設の名称及び所在地について宇佐市地域防災計画に定めるものとする。名称及び所在地を定めたこれらの施設について、市は、宇佐市地域防災計画において、当該施設の所有者又は管理者及び自衛水防組織の構成員に対する洪水予報等の伝達方法を定めるものとする。

8 ハザードマップの作成・普及

市長は、宇佐市地域防災計画において定められた洪水予報等の伝達方法、避難場所及び避難経路に関する事項、洪水又は高潮に係る避難訓練に関する事項その他洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保を図るため必要な事項、並びに浸水想定区域内の要配慮者利用施設、大規模工場等の名称及び所在地について住民に周知させるため、これらの事項を記載したハザードマップの作成・配布、その他の必要な措置を講じるものとする。

第8節 北部地区大規模氾濫に関する減災対策協議会

(本部対策班、建設対策班)

市は、大規模な浸水被害に備え、北部地区大規模氾濫に関する減災対策協議会の構成機関(国、県、関係市、大分地方気象台等)と相互に連携協力の上、減災のための目標を共有するとともに、地域の取組方針を再確認し、ハード・ソフト対策を一体的かつ計画的に推進するとともに、「施設では守りきれない大洪水は必ず発生するもの」へと意識を改革し、社会全体で洪水に備える「水防災意識社会」の再構築に取り組むものとする。

1 協議会委員

宇佐市長、豊後高田市長、気象庁大分地方気象台、大分県土木建築部河川課長、大分県生活環境部防災局防災対策室長、大分県北部振興局長、大分県豊後高田土木事務所長、大分県宇佐土木事務所長、国土交通省九州地方整備局山国川河川事務所長(オブザーバー)

2 対象県管理河川

宇佐市、豊後高田市の二級河川